

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 技術基準対象施設として移動式荷役機械（自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。）を追加するものとする事。

（第十九条関係）

第二 この政令は、平成三十年四月一日から施行するものとする事。

（附則関係）